

○北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程

北海道警察本部告示第119号

平成13年9月14日

改正 平成15年9月19日警察本部告示第128号、17年3月31日第45号、26年9月30日第416号、
28年3月29日第154号、令和5年3月28日第191号

北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程を次のように定める。

北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第29条の規定により、北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）が行う情報公開に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録の開示の方法)

第1条の2 条例第2条第3項の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を警察本部長が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- (4) 電磁的記録（警察本部長が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。） 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

(公文書検索資料)

第2条 条例第4条の公文書の検索に必要な資料は、北海道警察本部総務部総務課警察情報センター等に備え置くものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、公文書の検索に必要な資料の作成及び縦覧に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

(公文書開示請求書)

第3条 条例第13条第1項の請求書は、別記第1号様式の公文書開示請求書によるものとする。

(公文書開示決定期間延長通知書)

第4条 条例第14条第3項の書面は、別記第2号様式の公文書開示決定期間延長通知書によるものとする。

(公文書開示決定通知書等)

第5条 条例第15条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書に

よるものとする。

- (1) 公文書の開示をすることと決定したとき 別記第3号様式の公文書開示決定通知書
- (2) 公文書の開示をしないことと決定したとき 別記第4号様式の公文書不開示決定通知書
- (3) 公文書の一部について公文書の開示をすることと決定したとき 別記第5号様式の公文書一部開示決定通知書
(公文書の存否を明らかにしない決定通知書)

第6条 条例第16条第2項において準用する条例第15条第1項の書面は、別記第6号様式の公文書の存否を明らかにしない決定通知書によるものとする。

(審査会への報告)

第6条の2 警察本部長は、条例第16条第1項の規定により公文書の存否を明らかにしない決定をしたときは、その旨を北海道情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならない。

(公文書不存在通知書)

第7条 条例第17条の通知は、別記第7号様式の公文書不存在通知書により行うものとする。

(事案移送通知書)

第8条 条例第17条の2第2項の書面は、別記第8号様式その1の事案移送通知書によるものとする。

2 条例第17条の2第5項において準用する同条第2項の書面は、別記第8号様式その2の事案移送通知書によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続)

第9条 条例第18条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 開示請求年月日
- (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第18条第2項に規定する実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第11条により開示をする旨及びその理由とする。

3 条例第18条第2項の書面は、別記第9号様式の公文書の開示に係る意見照会書によるものとする。

4 条例第18条第3項の書面は、別記第10号様式の公文書の開示決定に係る通知書によるものとする。

(公文書の閲覧)

第10条 公文書（電磁的記録を警察本部長が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。）を閲覧し、又は視聴する者は、当該公文書を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

2 警察本部長は、前項の規定に違反する者に対しては、公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(公文書の写しの交付等)

第11条 公文書の写し（電磁的記録媒体等に複製したものを含む。以下同じ。）の交付部数は、開示請求があった公文書1件名につき1部とする。

2 公文書の写しの作成方法は、警察本部長が定める。

(公文書の写しの交付に要する費用の納付)

第12条 条例第20条の開示公文書の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知)

第13条 条例第21条の3の規定において準用する条例第18条第3項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 条例第21条の3第1号の裁決があったとき 別記第11号様式の第三者の審査請求に係る公文書の開示通知書

(2) 条例第21条の3第2号の裁決があったとき 別記第12号様式の審査請求に係る公文書の開示通知書

附 則

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

2 この規程による改正後の北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程の規定は、この規程の施行の日以後の公文書の開示の請求について適用する。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程の規定は、この規程の施行の日以後の公文書の開示の請求について適用する。

附 則

1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

2 この規程による改正後の北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程の規定は、この規程の施行の日以後の公文書の開示の請求について適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

公文書開示請求書

北海道警察本部長 様

※ 太枠の欄を記入してください。

請求年月日	年	月	日
住所 <small>法人その他の団体にあつては、 事務所又は事業所の所在地</small>			
氏名 <small>法人その他の団体にあつては、 名称及び代表者の氏名</small>			
連絡先		電話番号	

北海道情報公開条例第9条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	
2 開示の区分 <small>希望する開示方法の番号を ○印で囲んでください。</small>	(1) 閲覧又は視聴 () (2) 写しの交付 ()

※ 次の3の欄は、北海道情報公開条例第11条に該当する公文書として開示請求をする場合にのみ記入してください。

3 請求に係る公文書の開示が公益上必要がある理由	
--------------------------	--

※ 次の4から6までの欄は、記入しないでください。

4 受付年月日	年	月	日
5 担当部課等	部	課	
	電話	(内線)	
6 備考			

備考1 電磁的記録の開示は、録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスクにあつては視聴又は複製したものの交付により行い、その他の電磁的記録にあつては用紙に出力したものの閲覧又は写しを交付することにより行います。
2 その他の電磁的記録のうち専用機器による閲覧や視聴又は電磁的記録媒体等に複製したものの交付の方法による開示の実施をすることができる特性を有するものにあつては、その方法によることもできますので、希望するときは、具体的に2の欄の()内に記入してください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

公文書開示決定期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

北海道警察本部長



年 月 日付けで開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第14条の規定により、次のとおり開示するかどうかを決定する期間を延長したので、通知します。

1 公文書の名称		
2 北海道情報公開条例第14条第1項本文に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
3 延長区分、延長の理由及び延長後の決定時期	延長区分	(1) 北海道情報公開条例第14条第1項ただし書 (2) 北海道情報公開条例第14条第2項本文 (3) 北海道情報公開条例第14条第2項ただし書
	理由	
	決定時期	年 月 日
4 担当部課等	部 課 電話 (内線)	
5 備考		

注 規格は、A列4番縦長とする。

公文書開示決定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

北海道警察本部長



年 月 日付けで開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので、通知します。

1 公文書の名称			
2 開示の日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場 所	電 話	(内線)
3 担当部課等	部 課 電 話 (内線)		
4 備 考			

- 備考1 開示を受けたときは、これによって得た情報を濫用して、道民生活、企業活動などを侵害したり、不当な利益を享受したりすることのないよう適正に使用してください。
- 2 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。
- 3 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

公文書不開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

北海道警察本部長

印

年 月 日付けで開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので、通知します。

1 公文書の名称	
2 開示しない理由	北海道情報公開条例第10条第2項第 号に該当
3 開示することができ きる期日	年 月 日
4 担当部課等	部 課 電話 (内線)
5 備考	

教 示

1 この不開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 3の欄は、開示することができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。

公文書一部開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

北海道警察本部長

印

年 月 日付けで開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので、通知します。

1 公文書の名称			
2 開示の日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場所	電話 (内線)	
3 開示しない部分の概要及びその理由	概要		
	理由	北海道情報公開条例第10条第2項第 号に該当	
4 開示しない部分を開示することができる期日	年 月 日		
5 担当部課等	電話 部 (内線) 課		
6 備考			

教 示

- この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
 - この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 備考1 開示を受けたときは、これによって得た情報を濫用して、道民生活、企業活動などを侵害したり、不当な利益を享受したりすることのないよう適正に使用してください。
- 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。
 - 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
 - 4の欄は、開示しない部分について開示することができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、その部分の開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

公文書の存否を明らかにしない決定通知書

第 年 月 日 号

様

北海道警察本部長

印

年 月 日付けで開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第16条第1項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないことと決定したので、通知します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	
2 存否を明らかにしない理由場所	北海道情報公開条例第12条に該当
3 担当部課等	部 課 電話 (内線)
4 備考	

教 示

- この存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 規格は、A列4番縦長とする。

公文書不存在通知書

第 年 月 日
号 日

様

北海道警察本部長

印

年 月 日付けで開示請求のあった公文書について、公文書が存在しませんでしたので、北海道情報公開条例第17条の規定により、通知します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	
2 不 存 在 の 理 由	
3 担 当 部 課 等	部 課 電話 (内線)
4 備 考	

教 示

- この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 規格は、A列4番縦長とする。

事 案 移 送 通 知 書

第 年 月 号
日

様

北海道警察本部長



年 月 日付けで開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 公文書の名称 又は内容	
2 移送をした理由	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした実施機関 (警察本部長)の担当 部課等	部 課 電話 (内線)
5 移送を受けた実施機 関及び当該実施機関に おける担当部課等	実施機関 (部 課) 電話 (内線)
6 備 考	

備考 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。
不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

事 案 移 送 通 知 書

第 年 月 日 号

様

北海道警察本部長



年 月 日付けで開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第5項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 公文書の名称 又は内容	
2 移送をした理由	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした実施機関 (警察本部長)の担当 部課等	部 課 電話 (内線)
5 移送を受けた北海道 議会議長における担当 課等	北海道議会議務局 課 電話 (内線)
6 備 考	

備考 本件開示請求については、移送を受けた北海道議会議長において開示決定等を行うこととなります。
不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

公文書の開示に係る意見照会書

第 年 月 日 号

様

北海道警察本部長



北海道情報公開条例に基づき、 年 月 日付けで次のとおり に関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。

本件開示請求に係る公文書を次の理由により開示をすることに対して、北海道情報公開条例第18条第2項の規定により、御意見をお聴きしますので、別紙「公文書の開示決定に係る意見書」により、 年 月 日までに御返送ください。

1 公文書の名称 又は内容	
2 上記公文書に記録されている に関する情報の内容	
3 北海道情報公開条例 第11条により開示をする理由	
4 意見書の提出先 (担当部課等)	(〒 -) 部 課 電話 (内線) FAX
5 備 考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

公文書の開示決定に係る意見書

年 月 日

北海道警察本部長様

住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

電話番号

年 月 日付で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

1 公文書の名称 又は内容			
2 開示決定に対する 反対意思の有無		有	無
3 意見	開示されると 支障がある部分		
	開示されると 支障がある理由		

備考 2の欄は、該当する方を○印で囲んでください。
なお、2の欄で、「有」を○印で囲んだ場合には、3の欄に意見を具体的に記載してください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

公文書の開示決定に係る通知書

第 年 月 日 号

様

北海道警察本部長

印

年 月 日付けの に関する情報が記録された公文書の開示請求について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示決定をしたので、通知します。

1 公文書の名称	
2 開示決定年月日及び番号	年 月 日付け 第 号
3 開示決定をした理由	
4 開示を実施する日	年 月 日
5 担当部課等	部 課 電話 (内線)
6 備考	

教 示

- この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができますが、開示を実施する日までに審査請求及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、開示を実施する日までに処分の取消しの訴え及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、ご了承ください。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 規格は、A列4番縦長とする。

第三者の審査請求に係る公文書の開示通知書

第 年 月 日 号

様

北海道警察本部長



に関する情報が記録された公文書について、審査請求に対する裁決により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 公文書の名称	
2 審査請求に係る情報 (開示決定した情報のうち、審査請求人が不開示を求めた情報)	
3 2に記載された情報のうち、開示する情報	
4 審査請求に対する裁決(却下又は棄却する裁決)の理由	
5 開示を実施する日	年 月 日
6 担当部課等	部 課 電話 (内線)
7 備考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

審査請求に係る公文書の開示通知書

第 年 月 日 号

様

北海道警察本部長



に関する情報が記録された公文書について、 年 月 日付け
第 号で不開示（一部開示）決定をしましたが、当該処分に係る審査請求に対する裁決により
次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 公文書の名称	
2 審査請求に係る 情報（不開示とした情 報のうち、審査請求人 が開示を求めた情報） のうち、 に 関する情報	
3 2に記載された情報 のうち、開示する情報	
4 審査請求に対する 裁決（原処分を変更す る裁決）の理由	
5 開示を実施する日	年 月 日
6 担当部課等	部 課 電話 (内線)
7 備考	

注 規格は、A列4番縦長とする。